

一九四五——五五年における 大学体育の確立とその問題点(一)

唐 木 國 彦

目 次

- 一 問題の所在
- 二 大学体育の制度化過程
- 三 大学体育発足時における体育学(以上本号)
- 四 大学教育と大学体育
- 五 「技術教育」としての大学体育
- 六 大学体育再編成論への批判

一 問題の所在

中央教育審議会の答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」⁽¹⁾(一九七一・六・一一)では、大学における教育課程の改善の主要な対象として、一般教育科目、「専門のための基礎教育」、

外国語教育とならんで「保健体育」があげられている。⁽²⁾

同答申によれば、大学の「保健体育」は、教育課程を「総合的な専門教育または特殊な専門教育を行なうのにふさわしく」再編成し「合理化」するための施策の一環として、終極的には、従来の正課への位置づけを解消していく方向をとることが確認されている。すなわち、「保健体育」は、その単位を「卒業の要件として画一的かつ形式的に課する」よりも「課外の体育活動に対する指導と全学生に対する保健管理」の機能をはたすものへと機能分化すべきだ、とされているのである。⁽³⁾

このことは、いわゆる「第三の教育改革」が意図する全教育体系の質的な転換が意味するところを分析するな

かで評価を加えられるべきではあるが、さしあたりつぎのふたつの問題が指摘されうる。

ひとつは、専門教育の重視施策に対立しその推進のために隘路を成すものとして「一般教育」を把握し、「合理化」の名目で「一般教育」を大学の教育課程から排除あるいは機能的な再編成を加えようとするのが、新制大学発足以来の大学の教育課程の理念をどのように変更させるのか、これとのかかわりで「保健体育」の「合理化」が意味するところが問わなければならない。

ふたつは、「保健体育」が「合理化」によって「課外の体育活動に対する指導」と「全学生に対する保健管理」とに機能分化する方向を「教育課程の改善」と呼ぶとすれば、まず第一に、「保健体育」が「正課」としてはたしてきた教育機能がなぜ停止されなければならないのか、その必然性が問われなければならない。第二に、仮に「保健体育」が「正課」から離れ「保健」および「体育」の管理機能をはたすとすれば、それが大学の全教育体制ひいては大学の自治に關してどのような影響を及ぼすのかが問われなければならない。

とくに管理機能については、「学園における体育的、

文化的な活動については、そのための指導、センターに専門家を置いて充実した学生生活を享受できるよう指導と援助を与える」(傍点は引用者、以下同様)こと、そのために「理論的、実際のな指導力を発揮できる有能な専門家を育成し、確保する必要がある」とされているところから、運動クラブ、サークル、同好会の管理・統制問題として与えるところの影響はきわめて大きいばかりか、大学内に特定の管理組織ができるという意味で大学の意志決定に大きな影響を与えることが予想される。

これらの諸問題は、一面では政策論的な分析を必要とすると同時に、他面では、大学における「保健体育」の存在理由をめぐって、体育とは何か、保健とは何か、体育学とは何か等々の本質論的な分析を必要としている。

大学体育についてこのような本質論的検討が要請されたのは、今次の中央教育審議会答申の場合が最初ではない。戦後の大学制度のなかでも少なくとも二回の「大学体育の危機」を経験している。

そのひとつは、新制大学発足時において「大学基準」に体育を加える際に起った。旧制大学では予科部門を除いて体育に關する教科は存在しなかった。新制大学発足

にあたつて体育を制度的に組み入れることができるか否かはのちに第三節でべるように体育学の成立問題にかかわっていた。

いまひとつの「危機」は、一九五五年に「大学基準協会」において「保健」と「体育」との関連、および両者の制度的な比重関係が問題となった時期である。これは、一九五六年発行されることになった「高等学校学習指導要領」が体育科の名称を「保健体育」と変更し、内容的に「保健」の充実を企図したことに伴って起きたものである。大学体育を健康管理として位置づけるのかをめぐって大学体育の目標が問われた。

本稿では、さきの中央教育審議会答申における「教育課程の改善の方向」に示される「保健体育」の施策が意味するところを検討する前段階として、一九四五年以来大学体育が最初の再検討をせまられる一九五五年までの間に、体育学の分野で大学体育をどのように構想していたのか、体育学は新制大学との関係でどのような性格づけをされたのかをみることにする。

今次の答申が「第三の教育改革」と呼ばれるかぎり、いわば第二の教育改革であった新制大学発足時に焦点を

あて、そこでの大学体育の理念を確認しておかざるをえないのである。

(1) 「文部広報」第五二九号、昭和四十六年六月一三日付、文部省大臣官房。

(2) 同上、第一編、第三章「高等教育改革に関する基本構想」のうち第二節「教育課程の改善の方向」。

(3) この「保健体育」についての施策は、同答申の中間報告「高等教育の改革に関する基本構想」(一九七〇年五月二十八日)では、より直截に示されている。

「これまで保健体育をすべての高等教育機関で正課とし、卒業の要件として一律に単位の取得を要求していたことは、あまりに画一的である。今後は各機関が、その教育方針に応じて、それを必須の要件とするかどうかを決められるよう、弾力的な制度とすべきである」。

中間報告と最終報告との相違は、たんに表現上のものであってその基本構想においては一貫性をもっている。

(4) 同答申の「初等・中等教育の改革に関する基本構想」の政策的意図についての分析、藤岡貞彦「現代教育改革の争点——六〇年代から七〇年代へ」、一橋論叢、第六十五巻、第四号、一〇八ページ以下は、「高等教育」の場合にも適用しうる鋭い指摘がなされている。

(5) 前掲、答申第一編第三章第二節3、「教育方法の改善の方向」。

筑波新大学構想では、体育関連部門に「体育センター」、

「保健センター」の設置が予定されているとともに、「すぐれた運動技能」と「コーチ学」、「体育経営学」を修習した「専門家」を養成するために、従来学問領域別に専攻コースを設けていたものを運動競技種目別専攻に再編成している。このことは、すでに「体育センター」におけるコーチ・マン、トレーナーの需要を見越しての構想であると思われる（『筑波新大学ニュース』No. 31、一九七二年一月一日号、東京教育大学新大学開設準備委員会。八一九ページ）。

(6) この言葉は、大学基準協会会長宛の千葉大学長小池敬事氏の意見書「大学において履修すべき「体育」を「保健体育」の名称に変更する件」について、大学体育担当教官の全国組織である「大学体育協議会」が示した反応の言葉である。それは、多分に現象面、制度面での大学体育担当者⁽¹⁾の身分問題から発想されたものであり、体育学および大学体育の本質論にかかわる問題であるという認識を欠いていた（『大学体育十年誌』大学体育協議会編、一九六〇年。一二五ページを参照）。

(7) 新制大学制度と大学体育の理念の確立とが問われる場合、体育学部、教員養成大学での専門教育の問題があるが、本稿では主として「一般大学」における大学体育の問題に限定し、関連事項としてのみ扱った。

二 大学体育の制度化過程

一九四六年三月の第一次米国教育使節団の報告書は、大学体育のみならず、戦後の学校教育全般にわたる体育のあり方を決定するうえでその原点となったことは周知のところである。

敗戦以来、同報告書が提出されるまでは、体育は、戦争中の学校教育において軍国主義、「国家主義」に加担しそれを推進する役目を負ってきたことを占領軍から強く指摘されていた。⁽¹⁾文部省は、占領軍にたいする対応策として武道、軍事教練を中心とした従来の体育を即時全面禁止するため「終戦ニ伴ウ体錬科教授要項（目）取扱ニ関スル件」をはじめとするいくつかの通牒を発した。⁽²⁾しかしそれらは、従来の体育から軍国主義的、「国家主義」的な教材であると判断されるものを選別し排除するためであって、新たな展望のもとに学校教育における体育を再建しようとするものではなかった。⁽³⁾

したがって、右の教育使節団が「身体検査、栄養および公衆衛生についての教育、体育と娯楽厚生計画を大学程度の学校にまで延長し」、「学生があまり運動もせず長時間勉強する傾き」の弊を排するため大学の授業に体育を組み入れるよう勧告したとき、それは大学体育制度

化を進める唯一の素材として受けとられたのである。⁽⁴⁾

一九四六年九月、文部省内に「学校体育研究委員会」が設けられ、「学校体育の刷新改善に必要な具体的方策の調査審議と学校体育内容の研究」の一部に大学体育を検討する部会(第六部会)が設置されたことは、日本における大学体育制度化への最初のとりくみとなった。

同研究委員会は、一〇月二九日に答申を出し、その第一項「学校体育の刷新改善に関する事項」のひとつとして「大学における体育の取扱に関する事項」に触れている。

ここで具体化された大学体育の制度的構想は、(一)「女子および男子の大学に体育を採用」しすべての学生を対象にすること、(二)「少なくとも第一年度の学生には、体育科を必修と」すること、(三)同時に「体操、スポーツの実技とともに、保健衛生と体育の理論」を正課として課すこと、(四)その他の保健業務として身体検査、健康相談、検査測定(体力測定)を行なうことを骨子としていた。⁽⁵⁾

この構想は、明らかに教育使節団の報告書を基礎に、その延長線上に展開されたものである。教育使節団は、大学体育確立の必要を、旧来の大学が体育を採用してい

なかったために起きた健康管理上の不備から説いた。他方、「学校体育研究委員会」答申は、「従来わが国の教育制度の中で、大学の体育は全く無視されていた」結果「必ずしも、すべて健全な活動とは限らない」課外スポーツに参加する極く少数の学生をのぞいて、大多数の学生が放置され大学生の「体位」の貧弱さをもたらしていると指摘する。これを根拠に「彼等に均等の機会を与え、自分自身の健康の増進をはかり、健全な大衆スポーツの発展をすすめる」ため大学体育を確立しなければならぬとする。

両者は、あらゆる大学教育の前提条件として学生の健康管理問題を考え、それを「すべての学生」に適用する方法として体育の必修化を提案している点で一致がみられ、後者は前者の延長線上に立って大学体育を構想しているといえるのである。

「学校体育研究委員会」の構想のうち、ひとつの注目すべき点は、教育使節団のあげた健康管理、スポーツの道德性(スポーツマンシップの有効性)、運動競技の健康促進機能の三者を制度の運用面で関連づけ構造化したことである。すなわち、大学体育は、まず身体検査によ

って個々の学生の健康状態についての医学的・客観的データを集め、つぎに健康教育、健康相談を通じて健康にたいする学生の自覚をうながし、最後に「体力測定」を行ない「体力および興味に従って」スポーツ種目を選択させる、という手順をとる。このような方法によって健康管理業務とスポーツ活動とが諸検査結果、「興味」を介在して構造的に結びつけられているのである。

学生の健康管理を大学教育の前提条件とみること、および健康管理業務とスポーツ活動とを右の方法によって結合させようとする試みは、制度化のための準備作業としては一応の評価がされうるが、そのような作業が大学体育の内部であらたな問題をひきおこした点をみのがせない。すなわち、健康管理が大学教育の前提条件であることが即大学の教育課程に体育を組み入れる必然性につながるか、またスポーツ活動は健康促進機能の観点だけから教材になるのか、という問題が制度化された後生じてくる原因をつくっているのである。

この構想は、翌四七年五月の教育刷新委員会第三五総会で報告された後、同年六月二二日「学校体育指導要綱」として文部省から発行される。この「要綱」は、

「指導者のよるべき基本方針」として示されたものではあるが、大学体育は「大学（仮称）（約一九年——二二年）」の項に含められ、この段階では制度的な実施の主体をもっていない⁽⁶⁾。

制度化に先行する大学体育の構想が新制大学制度において実現するには、まず「大学」という範疇に「体育」という教科が位置づく根拠を旧制大学関係者に納得させる困難事が待っていた。

四七年七月八日、大学設置基準設定連絡協議会を発展時に解消して創立された大学基準協会の創立総会において「大学基準」が採用決定された。その際、文部省体育局より、「学校体育研究委員会」答申の主旨で大学体育を正課化する要望が出された。しかし、「あまり大きな反響は得ることはできなかった」⁽⁷⁾。まさに、体育をのぞく一般的教育科目、外国語、専門教育科目を軸とした新制大学の基準が決定されてしまう。

同年一〇月一四日、大学基準協会はCIE体育担当者、文部省体育局的の要望を受けて、大学体育の制度化を研究するため石井勲東京大学教授を委員長として清瀬三郎体育協会理事長、大谷武一東京体育専門学校長、岩原拓日

本学校衛生会員の各臨時委員を含め「体育保健研究委員会」を新設置することにした。⁽⁸⁾この委員会が設置されるきっかけには、さきのCIE、文部省の要望とともに大学基準協会内部にも特定の立場から大学体育を検討しようとする動きがあったことは見落せない。すなわち、大学基準協会の評議員会では、「日本のように結核の多い国では保健を組合せて考慮する」ならば大学体育は存在意義がある、という意見があり、大学体育の内容がもし保健、健康管理の側面を強調するものであるならば大学基準の問題として検討する余地がある、という態度をとったのである。⁽⁹⁾

「体育保健研究委員会」の中間報告は、同年十一月二日大学基準協会基準委員会に提出された。⁽¹⁰⁾その骨子は、さきの「学校体育研究委員会」答申と大差ないが、(一)「体力検査」(「体力測定」)の結果を実技種目選択に際し具体的、積極的に利用するプログラムを組んでいること、(二)保健教育担当者を「医学の専門家」に限定すること、一方、体育実技担当者を「特定種目に堪能なもの」あるいはそれが得られない場合には「過渡的には夫々の種目により学校の運動選手を以って之に当らしめて差支えない

い」として保健教育の権威性を強調していること、(三)「学生健康相談所」の設置を明示していること、など大学における健康管理問題を前面において大学体育の制度化を主張していることが特徴的である。⁽¹¹⁾

したがって、「内容的には評議員会が希望したように保健の問題をあわせて考慮して」あるとの判断のもとに、大学基準協会では、「体育を大学基準の中に掲げることにはむしろあっけなく決せられた」。⁽¹²⁾

だが、基準化に際して、すでに「大学基準」が一二〇単位の最低数を決定されており、変更を加えるわけにはいかない、という理由で「学士号取得の最低要求単位数を一二〇単位および体育の単位四とする」という表現がなされた。これは体育学の立場から大学体育制度化に関与した者にとって本意ではなかったが大学基準協会は、「および」を外して「一二四単位」の表現をとる点ではゆずらなかった。⁽¹³⁾

この「および」という表現は、大学教育が体育をのぞいた一二〇単位で一応の完結をし、体育を制度として組み入れざるをえないものとしても、大学の教育課程には相容れない要素をもっている、という主張のあらわれな

のか、あるいはたんに最初の「大学基準」決定に際し、手続き上で体育の要望が遅れたことの結果であるのか疑問の残るところである。

だが、一九四八年に入って、「体育学部」設置について大学基準協合理事会では、「その教育が実技的要素が多い」という点が問題となり、また音楽・美術両方面を合同して「芸術大学」を作る案が出された折にも、「両者ともラポラトリー・ワークが非常に多いものであるから、はたして大学の範疇に入れるべきものであるや否や疑問である」とされた経過⁽¹⁴⁾に照らしてみても、この新制大学移行期において「大学の範疇」とみなされたのは、主として旧制大学の教育体系から想起される専門知識教育のための大学であったのではあるまいか。

いずれにしても、大学体育は、「制度的に外から一斉に正課として課せられたものであって、大学当局が自主的にその必要性を痛感して生れてきたものでない」という側面をもち、「必要性」を大学体育自らが実証していく立場に立たされたことはたしかである。

では、制度的に発足した大学体育は、その「必要性」の実証をするに際してどのような条件のもとに置かれて

いたのであろうか。

一九五〇年、文部省が行なった「大学体育の調査」(文大第九一五号)の結果⁽¹⁵⁾によれば、発足当初の大学体育は、施設・用具および教官の不足という困難に直面していた。

国公立大学、私立短期大学二三九校のうち、「正課体育に困難を感じる点」について、「施設の不備」一六五校、「用具の不足」一一九校、「教官の不足」一六二校、「経費の不足」一四七校が数えられる。このような傾向は、少なからず他教科にみられたとしても、まったく新たに発足した大学体育にとっては、たんに運営上の困難をきたしただけでなく、その後の大学体育の方向を「実技」中心の性格に向けるべく作用した。

さきにみたように、大学体育が発足する際には、健康管理問題が名分として前面に立ち、「実技」は、その手段であるか、あるいは健康管理事業と密接な関連を保つことを、いわば条件として基準に盛り込まれてきた。

ところが「教官の不足」の実態では、一クラス当りの学生数五〇人以下の大学が四〇パーセント、五〇人以上三〇〇人以下の大学が五三パーセントをしめ、教官の絶対

第1表 教官数 (1949 年度)

	体 育		保 健		その他 不明	計
	専任	兼任	専任	兼任		
国立大学	262	154	31	43	9	499
公立大学	37	10	4	11	0	62
私立大学	117	120	21	34	8	300
公立短大学	11	10	0	2	0	23
私立短大学	61	47	5	21	1	135
計	488	341	61	111	18	1,019

『大学体育十年誌』大学体育協議会編, 1960. p. 36.

数が不足していることを示している。とくに保健担当教官の数が第1表のようにいちじるしく不足している。その直接の原因は、大学体育発足当初の教官補充が大部分体育専門学校卒業生をもって行なわれ、保健関係は、必要な定員を満たすだけの供給を行なう専門学校、大学をもっていなかったところにあると思われる(同調査「出身校別教官数」参照)。

この「体育」と「保健」との教官数の不均衡は、大学体育を「体育」中心に傾斜させていくひとつの要因となった。

同調査によれば、「身体検査や体力検査の資料によってコース(実技種目||引用者)選択

について指導がなされているかについて」では、約六三パーセントの大学がそれらの検査を積極的に利用しておらず、この傾向は私立大学、短期大学においていちじるしい。また、健康診断、健康相談などの「保健事業」を行なっている大学は、二五パーセントに満たず、「保健計画の予算」を計上していない大学が一四二校(約五九パーセント)にものぼっている。

これらのことから、発足当初の大学体育は、健康管理の重視とそれとの関連での体育実技実施という構想を離れて、「保健」とは別に「体育」が独自に大学体育のあり方を模索し始めている実態が知られる。それは、正課体育の単位に学外「臨時コース」、「運動部活動」を含めるかの問題をめぐって各大学各様の方向をとるのであるが、全体としては、「保健」から「体育」を引き離し、「課外活動」へと癒着していく傾向を提している。

大学体育発足二年目に行なわれたこの調査は、大学体育が(一)大学教育の第一年次、二年次において、(二)体育実技二単位、講義二単位を「保健業務」から独立して、(三)卒業に必須な要件として課す、という実体を整えたことを示している。

だが、この実体が備わったからといって、当初からの課題であった大学教育と体育との関連、「保健」と「体育」との関係がより明確になったとはいえない。そのことを示すものとして、一九五一年度「大学体育研究会」(大学体育協議会の前身)において、いまだに「大学体育の目標を確立すること」が施設充実問題とならんで文部省に要望されようとしている事実、および一九五五年にいたり、大学基準協会内部で「保健」の充実がさげばれ、「体育」重視の大学体育運営に批判が加えられる事実をあげることができる。⁽¹⁸⁾これらの事実は、大学体育発足に際して、「制度的に外から一斉に正課として課せられた」ことがもたらした大学体育の理念的、本質的検討のたち遅れを示すものである。

大学体育発足に深くかかわりをもち、東京教育大学体育学部初代学部長であった大谷武一教授は、さきの「大学体育研究集会」で施設・用具、教官の不足、学生の衣食住、とくに食糧事情の極端な悪さにもかかわらず大学体育発足の決意をしたのは、「全教育制度が刷新されたこの機会を逸すると、とうてい近い将来において、大学の正課として大学体育の確立を望むということは不可能

とみたらであ」り、「無理を覚悟でスタートした」と述懐している。

たしかに、制度としての大学体育は、これらの関係者の直接的努力の結果ではある。しかし、極端な窮乏状態のゆえに「青少年は当然うくべき健康と体力と娯楽の機会をとりもどす」べきであるとした教育使節団の報告書は、その限りできわめて強い説得性をもっていたことを忘れてはならない。それは、同時に、大学体育とその背景にある体育学が、国民の大学にたいする要求を抜きにしては成立しえなかったことを意味するものである。

(1) 「降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ対日方針」(一九四五・九・二二)『近代日本教育制度史料』第十六巻、講談社、二九〇ページ以下。

(2) 文部省「新日本建設の教育方針」『終戦事務処理提要』第一集、六七—六八ページに体育の方策が示されている。

(3) 体錬科について前記通牒を發したにもかかわらず「ある学校では、木銃を未だ生徒に使わしていたし、また軍服を着た教官の号令の下に学生がほんものそっくりの軍隊行進をやらされている現場」があった(マーク・ゲイン『ニッポン日記』上、筑摩書房、一九五一、三九ページ)ように、「一部ニ尚遺憾ノ點在スル」状態であり、とくに地方において「武道具、教練用銃兵器等」を処分する方法が確

定せず「現地進駐軍ヨリ直接指示、注意又ハ指導ヲ受ケタル事実」の連絡を文部省がまつ、という混乱状態にあった（「学校体操科関係事項ノ処理徹底ニ関スル件」前掲『終戦事務処理提要』第二集、三二九ページ）。

(4) 「第一次訪日アメリカ教育使節団報告書」現代教育科学、明治図書、一九六六年。一五三ページ以下参照。

(5) 答申の骨子は、井上一男『学校体育制度史』増補版、大修館書店、一九七〇年、一四一—一四二ページを、大学体育については、『戦後日本の教育改革——教育課程——』岡津守彦編、東京大学出版会、一九六九年、四九七—四九八ページを参照。

(6) 前掲『学校体育制度史』資料編、四三二—四五一ページ。

(7) 平野出見「新制大学における正課体育」文部時報第八五九号、一九五四年。

(8) 大学基準協会編『大学基準協会十年史』一九五七年、一一〇—一一一ページ。

(9) 同上書、一一〇ページ。なお体育学関係者にも、結核をはじめとする「現実の社会生活環境」の不健康性から学校教育での健康教育の重要性を認める立場があった（阿部三亥「健康教育を要求する社会的現実」学校体育、体育日本社、一九四八年七月号、一ページ以下参照）。

(10) 同上書、一一一ページ。

(11) 前掲『大学体育十年誌』、二ページ以下。

(12) 前掲『大学基準協会十年史』、一一一ページ。

(13) 前掲『大学体育十年誌』、二ページ参照。

(14) 前掲『大学基準協会十年史』、一二八ページ。

(15) 前掲、平野出見「新制大学における正課体育」。

(16) 前掲『大学体育十年誌』、三二二ページ以下。

(17) 同上書、五〇ページ。

(18) 前掲の注(6)で触れたように、この批判は、当事大学基準協会理事であった小池敬事氏が、一九五五年一月三〇日付で同協会会長橋本孝氏にあてた「大学において履習すべき「体育」を「保健体育」の名称に変更する件に関する意見書」を発端とする。大学体育のあり方を示す同氏の意見には、戦後の大学体育の基本問題を含んでいるので全文をあげておく。

「新制大学の発足と共に日本国民の諸外国人に比して特に著るしく劣って居った保健衛生に関する一般教養が格段の向上をなすに至ったことは国家の将来よりみて誠に慶ぶべき事である。国民保健の向上に最も大なる影響力のあるものは実に健康に関する教育の如何である。今回文部省に於ては教育課程審議会の答申に基き高等学校の教育課程に変更を試みた。特に高等学校の教科名として「体育」の名称を採用せず「保健体育」の名称を採用するに至った事は注目に価する。ここに我が国の保健教育は小学校、中学校、高等学校を一貫して「体育科」名を廃して「保健科」又は「保健体育」と呼ぶに至った。これは我が国に於ける「保健」及び「体育」に関する概念の確立上誠に慶ぶべき事で

ある。

然るに、大学教育に於ては従来通り「体育」という漠然たる名称を使用している。

元来「体育」なる名称は、我が国に於ては常に狭義に解釈され、社会通念として体育即ちスポーツ又は体育即ち運動競技と解されている。この為学校教育ことに従来の師範教育に於てその弊の最も大なるものがあつた。これも従来の如く我が国社会の一般公衆衛生教養の低かつた時代に於ては止むを得なかつたであらう。然るに戦後公衆衛生の急速なる発達に伴い「保健」なる概念が明瞭になり来つた今日では我々は最早決して「体育」と「保健」の概念を混同してはならぬ筈である。

大学教育は勿論我が国の社会の指導者たるべき人物の養成機関であり、その教育内容の社会的影響力は至大なるものがある。よつて現行の大学の規定にある「体育」なる名称を「保健体育」に変更し、もつて我が国保健教育が小学校より大学に至るまで一貫して「保健体育」なる名称に統一される必要がある（「大学基準協会」理事会兼評議員会（昭二九）「綴」に所収）。

この意見書は、結果として文部省大学設置基準研究協会を通じて、「大学設置基準」に「保健体育」の名称を盛りこませるところとなる。大学体育関係者は、この名称とともに「大学設置基準」の案文に「保健」を重視して「保健講義二単位のうち一単位は体育理論をもつて代えることができ

る」という項が、「体育理論」の場を封ずるとして問題にした。「交渉や陳情」の結果、この項は最終的には削除された。

なお、これとは別にCIEから「保健」、「体育」の一部について、大学行政当局にその所管を移し学生管理の充実を勧告されていたことも見のがせない。CIEは、一九五一年七月「高等教育の改善に対する勧告」のなかで「一般管理上の責任」として「大学の職員及び学生団体から共産主義的な及びその他の全体主義的な影響を取り除くよう奨める」との「イールズ講演」と同趣旨の事項をとりあげ、それとやらんで「あらゆる面の保健状態や個人的な保健上の世話並びに大学対抗競技及び学内の運動競技の財務及び運営に対する責任を含む体育に対する全責任は、大学当局に与えられるよう」勧告している（「高等教育の改善に対する勧告」前掲『戦後日本の教育改革』第九巻、大学教育、四年制大学関係資料、一七六ページ所収）。すでにこの時点で、大学体育が、その教育機能とは別に、「大学の自治と自由」に限定をつける立場から、学生を管理する機能を要請されていたのである。

三 大学体育発足時における体育学

大学体育制度化の過程を通じて体育学関係者が常に問われ、また自らに問い続けてきた問題のひとつは、体育

学が科学としての学問体系をそなえているか、という点であった。

大学基準協会が「分科教育基準」を設ける際、体育学と芸術学とが、そのものつ経験的技術の習得を教育のうちに含むという性格から「はたして大学の範疇に入れるべきものであるや否や」の疑惑が出されたことは前節でのべたとおりである。

たしかに体育学の対象とされる人間の身体活動とそれの技術体系は、経験的、感覚的素材を含み、一過性的な現象を対象にしている。だから、客観的な事実による理論の構築とそれへの批判、反批判を通じて発展する科学になじみにくい側面をもっている。体育学のこのような対象の特質に加え、旧来の大学予科および専門学校の体育が「体操」あるいは軍事教練を主として行なっていたことを考え合わせると、その限りで、大学における学問を背景とした体育の可能性を認めにくい状況にあったとはいえる。

しかし、大学体育を制度化し、更に体育学それ自体の発展を意図して体育の専門学部を置かねばならなくなつた一九四〇年代後半の段階には、この体育学は科学とし

て成立しうるかどうかの議論は、体育学と大学体育の制度的保障の実現をかけて争われざるをえなかった。

その代表的な論争のひとつとして阿部三亥氏と福原麟太郎東京文理科大学教授との間に交された「体育の学問性」についての論争がある。

発端は、福原氏が「東京文理科大学新聞」において「体育学は学問でない単なる技術にすぎない」と明言したことに始まる。阿部氏は、これにたいし二点にわたって反論を試みる。⁽¹⁾

第一点は、「体育学はすでに形成されている」との反論である。阿部氏は、まず「いかなる学問でも歴史的に見て最初から学問的内容をそなえていた」わけではなく、「学問する人等の意志と行為とによって時の経過とともに成立し」、「時代とともにその要求に応じて学問は生れてくる」と社会的必要から「時代」が学問を形成することを説く。そして、体育学の場合も、スウェーデンのリングによる近代社会での「科学としての自己主張」と日本における「学校体操」、「競技と球技」、「体育史」、「体育心理」、「体育生理」の体系の由来を説明し、日本の社会的現実のもとに新しい学問体系として体育学が成立し

つつあるとする。それにもかかわらず、いかなる根拠で体育学の学問性を否定するのかを問う。

第二点は、学問と技術との関係についての反論である。

阿部氏は、「技術は絶えず学問的立場から生まれ、それに裏づけられているものであり、学問は絶えず技術面に自己を結集しようとしているものである、表現をもたない学問はない。技術は学問と表裏一体不可分の関係にあるものである」と、理論と実践との統一が学問の全体系に含まれていなければならないことを主張する。これは英文学者福原氏の関与する「精神科学」が「技術」と「学問」とを「分離して各々別個の立場をもつかの如く」考えられていることへの反批判でもあった。⁽²⁾

阿部氏は、右の二点を通じて、「体育は社会生活の文化面と深い関係をもち、体育のない社会生活は最早考えることは出来ない」という現実のなかで、他の科学との比較上「若い科学」であり「他の科学に比べると不十分であるからといって一蹴することは心ある学者の態度ではない」と福原氏の再考を求める。

福原氏は、第一点については曲解であると答える。福原氏の真意は、大学制度の中で体育の専門学部を設ける

とすれば、「非常に医学的な」体育学の性格からして「医学部を持たない大学の体育学というのは、学問として発達することがむづかしい」と指摘したまでだったとする。

第二点の「技術」については、まず「芸術科」の例をひき、「もし絵かきをつくる大学なら絵の下手な学士とか博士とかいうものがあったては可笑しい。……いくら絵を大学で習っても、絵は知識ではないのだから、四年でいけば何とかなるとは限らない。芸術の天才は学問の外に置くべきもの」である、それと同様体育学においても、「純粹な技術の天才は知識ではないのだから、学問として扱えない」とする。ただし、「知識」としての「体育技術の原理」、「医学的基礎」、「体育史」は、「学問として大学にあるべきものだと思う」し、「この点では、体育学は学問の水準に達する」と断定する。

かくして福原氏は、彼自身の大学構想の中で「外国語学、芸能技術、体育技術の三つは、練習所を大学に付属しそこで単位をとらせ、英文学や美術史や体育理論は大学の課程の中に置いて、練習所で技術学位を取ったものが、それらの課程に入ってくる」制度を提案する。⁽⁴⁾

この論争の争点は、阿部氏が「社会生活の文化面と深い関係」をもつ総合的な科学として体育学を規定し、自然科学的基盤(医学)をその一部に組み入れているのに対し、福原氏は、体育学を医学に從属した応用分野としてとらえていることである。体育学は、阿部氏の反論したように、独自の社会的要求から、医学を重要な手段としながらも、医学を越えた研究領域で一つの実績をもつところからみて、かならずしも福原氏のように医学の從属的応用分野と考えることはできない。

だが、いずれにしても、体育学は、社会的存在である人間と、生物学的、生理学的存在である人間の接点である人間の身体的活動を研究対象としているかぎり、自然科学と社会科学との両者に及ぶ学問であることは確認できる。それゆえ、基礎科学として自然科学、社会科学の両者と体育学とは不可分の関係をもたざるをえない。問題は、それらの基礎科学を基盤にしなが、どのような人間の科学を創造するかである。それを大学体育発足当初における体育学関係者の論文のなかからさぐってみよう。

「公平に見て体育は身体的面から入って人間性の発展

を企図する大切な科学であると信ずる。文化的国民の基本的権利である健康の確保と、快適に生活し得る活力とを賦与するに必要な学問であり、実際である」(5)。これが当初、体育学関係者がもっていた代表的な体育学の規定である。

健康と活力とを「国民の基本的権利」とみて、それをいかに確保、保障、発展させるかの科学が体育学である、という規定は、まさに軍国主義、「国家主義」での体育のあり方にたいするアンチテーゼとして戦後の体育学の方角づけをするものであった。同時に、このような規定ができたのは、新制大学が「學術を深く掘り下げると共に文化建設に必要な種々な學問を幅広く取り扱い、誰でも大学から生れ出る文化に浴すことの出来るもの」になることが国民的レヴェルで要請されている、という認識のもとに、新制大学でこそ国民の要求する新しい学問を組み入れ、発展させる責任がある、と考えていたからである(6)。

この新しい学問としての体育学を体系的に成立させるに際してまず問題とされたのは、体育学がいかなる既成の諸科学と、どのような関係を結ぶのかを確認すること

であった。それに続く問題は、既成の諸科学と一定の関係をもちながら、なおかつそれ自体として独立した科学領域を設定するにはどういう性格を体育学にもたせるかということであった。

前者について、体育学と直接的な関係をもつべき諸科学として考えられていたのは、生理学、衛生学、心理学、教育学、運動学等であった。⁽⁷⁾とりわけ、生理学、衛生学のごとき人間の生体の構造と機能にかかわる自然科学が重視された。それは、体育という現象が「身心の健全な発育発達を企図する」ものであるから、人間存在の生物学的基礎をなしている人体のメカニズムを知ることが、同時に体育学の基礎に置かれなければならない、⁽⁸⁾という発想によるものである。

この発想は、一九四九年の「学校体育指導要綱」においてその典型をみることができる。同要綱では、人間の身体を精神との関連で両者の側面から、それぞれにかかわる「発育発達」促進の機能を果たすものとして体育現象を把握している。

すなわち、身体は、(一)精神の宿主として「精神活動の不可欠な基礎」をなしている側面と、(二)「精神の表現形

式」あるいは精神活動の表現媒体としての側面とをもち、体育現象は、(一)との関連で「身体の本来の機能を発揮させる」作用と、(二)との関連で、身体活動を通じて「道徳的、芸術的性格の形式」をはかる作用を行なうことになる。だから、意図的、計画的に身体活動を配備することによって、「内容としての精神」と「形式としての身体」とを「行為において一致」させることができ、心身の調和的発育発達を促進する。それゆえ、体育現象を科学的に検討するには、なによりもまず、身体 of 自然科学的法則を知り、その活用の方法を知らねばならない。これが体育学を科学化する場合、自然科学を基礎として重視する理由である。⁽⁹⁾

自然科学を体育学の基礎部分にすることによって、体育学関係者は、不十分ながらつぎの諸点に回答を与えようとした。

(一)体育学は科学ではないとの批判にたいし、体育学は、自然科学に立脚しているものであるから、その学問的構造からして科学の名に値する、(二)体育学は、「学問としては応用部門に属する」と自らを応用科学としての新領域に位置づける、(三)健康という次元において必ずしも共

通の目標をもつとみられない「保健」と「体育」とを「心身の調和的発育発達」という点で統轄する、という解決案を提示したのである。

しかし、第三の点については、体育学関係者それぞれの立場によって必ずしも意見は一致していなかった。

そのひとつは、「保健」に重点を置く体育学のとりえ方である。東俊郎氏は、医学の立場から、「体育が今までの領域より更に深く、又広くなって行く時体育は単に特定の体育指導者によってのみ実施せらるべきものとは限らず、医師も亦体育指導者として重要な役割を持つ者である」、「今後体育指導者は、よき体育技術指導者であると共に、よき生理学者であり、心理学者である様心掛けるべきである」、と体育学の領域を「保健」に引きつけて考える⁽¹⁰⁾。

湯浅謹而氏は、さらに進めて「体育」を「保健」と同意に解す。「人間の統一と調和は体内的に神経中枢と物理化学調節との両者の作用で営まれ」ているのだから、「体育」は、「体内の物理化学的調節それ自体が巧く行き完全になることに大きな意義」をもつと同時に、その「社会的効率」(勇氣、フェアプレイ等の性格形成)

もまた「神経中枢と物理化学的調節の巧緻性との関連の巧緻性」を増すという意味で健康にとって重要な意義をもつ、とする⁽¹¹⁾。

これにたいし、体操、スポーツ等の「体育技術指導者」であり、その理論研究者であった者の立場からはつぎの見解が出される。

今村嘉雄氏は、医学と体育との関連について「正常な身体を一層丈夫にするにはどうすればよいかという問に對して、医学は果してどれだけの具体的な方法を指示しうるであろうか。ましてや民主的な生活の仕方を体育運動乃至日常生活行動の中で如何にして学ばせるかという問に對して、果して医学が幾ばくの指示を与えうるであろうか」と「体育運動」の独自の機能を強調する⁽¹²⁾。

野口源三郎氏もこの立場から、「体育」が「保健」に包摂されることを避ける、という観点でつぎのような体育学の領域を設定する。すなわち、体育学の対象は、「各個の、或は集団の体力」にあり、その予備的分析―運動実践―考查、測定の手順を経て「何らかの確率のある結果を見出す」ことが「体育の科学」である、とする⁽¹³⁾。

これらふたつの立場の相違は、体操、スポーツ等の身体運動を健康促進の手段とみるか、それ自体に特定の意義を認めるかどうかによるものである。とくに運動の「技術」をどのように意義づけるかで両者は決定的な相違をもつのであるが、ここではそれを正面に示えることを避けている。⁽¹⁴⁾むしろ、体育現象を「保健」に重点を置くのか「体育」に重点を置くのか、という比重関係を主張し、妥協点を求めているにすぎない、といえる。

だから、戦後、最初に体育学の総意を集約した「学校体育指導要綱」においても、両者の相違する主張を妥協的な表現で並記せざるをえなかったのである。つまり、体育現象を(一)「健全で有能な身体を育成する」側面、(二)「人生における身体活動の価値を認識させる」側面、(三)「社会生活における各自の責任を自覚させる」側面に分解して、それぞれの側面での体育学の課題を暗示するにとどまったのである。⁽¹⁵⁾

このように初期の体育学構想は、体育現象の「保健」的側面と「体育」的側面とを「心身の調和的発育発達」という言葉の媒介によって形式的、妥協的に結びつけることによって、体育学の対象をかえってあいまいにして

しまった。

「学校体育指導要綱」に示されるこの体育学概念のあいまいさこそ、六〇年代に入ってから、健康と活力とを「国民の基本的権利」として体现するための科学として体育学を総合的に体系づける努力を怠らせ、総合化の展望をもたない「タコツボ型」の体育学研究を増大させてきた原因の一つになっているといえよう。

「国民」を身体と精神とに分解してしまうことにより、「誰でも大学から生れ出る文化に浴することの出来る」ように、という観点で国民に責任をもつ体育学を成立させようとした当初の発想の正しさを離れていくのである。また、総合化の焦点を未設定のまま放置しておくことにより、体育学の発展を、その内部における研究成果の蓄積から方向づけていくことを怠らせ、「保健」あるいは「体育」にたいする個々の政治的、経済的外部要請によって方向づけられる事態を間接的にまねいてくるのである。

では、このように既成の諸科学をその基礎に置き、それらの応用科学であるとされる体育学は、応用科学としてどのような独自の科学領域を設定するのであろうか。

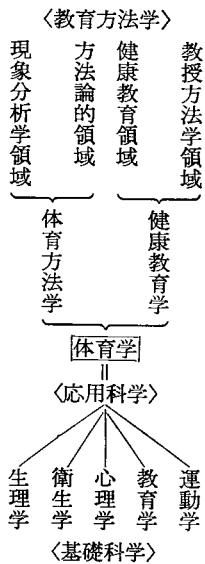
結論からさきに言えば、体育学は、教育方法学の一分野として規定されたのである。教育という一点でさきの「保健」と「体育」との並立構造が分離、分裂するのを阻止しようとしたのである。

さきの両者が「心身の調和的発達発達」という言葉上的一致をみたのと同様、体育現象が「身体の面から入った教育」であり、「身体教育であると共に身体を通しての精神的教育」であるとする点でも一致があった。⁽¹⁶⁾つまり、体育現象のもたらす身体発達作用を教育という言葉で換置し、身体運動に付随する人間関係のなかでとりもたれる性格陶冶の作用もまた教育であるとみて、さきの「保健」と「体育」との力点の相違を「教育」という次元で統一把握しようとしたのである。その場合、体育学は、自然科学とならんで教育学、心理学の応用科学として考えられることになる。応用科学、教育方法学としての体育学の構想は、およそつぎのようなものであった。

体育学は、「身体を通じて肉体と精神とを形成する方法を見出すこと」を目的とし、「物質としての肉体と精神としての意志と感情とを形成してゆく」人間の教育過

程とそれの方法を対象にする。したがって教育方法学の一分野としての体育学は、「体育方法学」と「健康教育学」とに分化せざるをえない。なぜなら、前者の「体育方法学」は、「運動をすれば何故に身体がよくなり、精神が明朗になるか」を分析する現象分析学領域と「如何にすれば身体が強く精神が立派になるのか」についての方法的領域をもち、後者の「健康教育学」は、衛生学の結論を「如何にして教育の場に発揮せしむるか」の教授方法学領域と「健康に必要なすべての要素を分析すると共に、健康への方法を見出す」健康教育領域をもち、両者が総合的に「教育目的実現のため」に機能できるよう構造化されなければならないからである。⁽¹⁷⁾

つまり体育学は、つぎのような体系で整理される。



しかし、体育学をこのように教育方法学として性格づけることにより、「保健」と「体育」との間の断裂は一

応防止できたにしても、その反面で、体育学を学校教育における体育科教育学という狭量な分野に自己制約させてしまった。それは、たんに学問的視野を自己限定する結果をもたらすだけでなく、「体育学部」の性格を限定し、そこから供給される大学体育の指導者の視野をたんなるコーチ学に向けることになる。

すなわち、体育学を教育方法学であると規定することによって、方法論の名のもとに、運動実技が重視され、運動実技の習得とそれの伝授のための方法論が無限定に体育学の領域を蚕食し、ついには、体育科教育学をさらに狭量化した「コーチ学」に体育学を変質させる可能性を生むことになる。

科学として体育学を成立させるためになされたこれらの努力は、こうしてその第一歩を教育の分野におき、体育学の可能性をそこに求めていく。

だが、これまでの議論のなかできわめて注意深く避けられていた問題がひとつある。それは、運動競技における「技術」をどうみるかの問題である。「技術」が学問の対象になるのか、大学教育の内容になりうるのかについては、大学体育発足と同時に、「現場」での「スポー

ツ教育」の実態(第一節参照)がいやおうなく対決——「技術」と大学教育との——を求めてくる。そこで次節では、この「技術」の問題を阿部氏の「技術・学問表裏一体論」を中心にみていく。

- (1) 阿部三亥「体育の学問性——福原麟太郎氏に問ふ——」学校体育、体育日本社、一九四八年一月号、二七—二九ページ。
- (2) 同上、二九ページ。
- (3) 福原麟太郎「阿部三亥氏に答へる」、同上、三〇ページ。
- (4) 同上、三〇ページ。
- (5) 野口源三郎「体育と大学」、同上、二ページ。
- (6) 同上、一—二ページ。
- (7) 大谷武一「体育学部の創設と学的研究への期待」新体育、新体育社、一九四九年、一〇月号、三ページ。
- (8) 同上、三ページ。
- (9) 大谷武一「学校体育指導要綱解説」総説篇、日本体育指導者連盟、一九四八年、七ページおよび九ページ。
- (10) 東俊郎「体育指導者の文化的使命」学校体育、一九四八年一月号、六七ページ。
- (11) 湯浅謙而「保健体育科の性格に関する一考察」学校体育、一九五〇年四月号、四—五ページ。
- (12) 今村嘉雄「今後の体育者の教養」学校体育、一九四九

年一月号、一一ページ。

- (13) 野口源三郎「体育の科学する態度」学校体育、一九四八年四月号、一一二ページ。

- (14) 「技術」については、第四、五節を参照（一橋大学研究年報、自然科学研究15に掲載予定）。

- (15) 前掲、大谷武一、八ページ参照。

- (16) 東京大学総合研究会編『体育科学』体育日本社、加藤

橋夫「新制大学に於ける体育経営」二一五—二一六ページ。

野口源三郎「体育界の諸問題」学校体育、一九四八年一月号、二ページ。

- (17) 加藤橋夫「体育学部基準の成立と体育の科学化」新体育、一九四九年二月号、四—五ページ。

(一橋大学講師)